

✚ 貨物概要

印刷された地球儀で、球が磁力により宙に浮かんだ状態で安定して保持されるもの

✚ 分類

関税率表第 4905.90 号（統計番号 4905.90-000）の地球儀

✚ 分類理由

関税率表解説第 49.05 項には、「この項には、更に内部に照明装置の付いた地球儀及び天球儀（印刷したものに限る。）で、単なる玩具でないものを含む。」とあり、特殊な機構を有しているものでも、印刷した地球儀は第 49.05 項に該当することとなります。

したがって、上記のとおり分類されます。

（参考）第 49 類注 1(b)

第 49 類には、次の物品を含まない。

浮出し地図、浮出し設計図及び浮出し地球儀（印刷してあるかないかを問わない。第 90.23 項参照）



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）